

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鬼北町は愛媛県の西南部に位置し、四方を高月山、御在所山、戸祇御前山、高研山、地蔵山などが連なる四国山地に囲まれた盆地で、温暖な気候を利用した多彩な農林業が主な産業となっている町である。近年の人口は、平成 25 年度の 11,503 人から平成 31 年度には 10,357 人と 5 年間で 1,146 人減少しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。また、平成 27 年度の老年人口割合は 42.2%となっており高齢化も進行している。

鬼北町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鬼北町の経済、雇用を支えているが、全ての事業所が 300 人以下の中小企業であり、事業者数は平成 28 年の 477 件から令和 3 年には 467 件と 5 年間で 10 件減少している。就業者を見てみると第一次産業就業者数は 16.8%、第二次産業就業者数は 20.1%、第三次産業就業者数は 63.0%となっている。就業者数を平成 12 年と平成 27 年で比較すると第一次産業で 20.2%、第二次産業で 46.2%、第三次産業で 11.3%と全産業において減少している。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、鬼北町では、創業支援事業計画を策定し創業に向けた一連のスキルを習得するための「創業支援セミナー」を行い創業者に対する支援を行っている、また、町内事業者に対して「中小企業振興資金融資制度」等事業者の事業継続・安定経営を支援する施策も講じている。引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内宇和島圏域で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鬼北町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鬼北町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

鬼北町の産業は、盆地部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、鬼北町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鬼北町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鬼北町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日から令和7年6月18日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。